

西山公園 指定管理者制度 公募に関する訂正事項

都市整備部 公園緑地課

No.	掲載箇所	訂正前	訂正後
1	管理運営業務仕様書 P20	(4) 指定管理業務を円滑に行うため、繁忙期(3月～6月、10月～11月)、土・日曜日、祝日及びイベント開催日は3名以上、通常期(7月～9月、12月～2月)の平日は2名以上の人員を配置すること。ただし、上記人数のほか「8 植栽管理業務」及び「9 その他の園内業務に関する業務」に必要な人数を別途確保すること。	削除(以降項番繰り上げ)